

職員の懲戒処分について

次のとおり職員に懲戒処分を行いました。

1 所属部局	環境森林部・本庁
2 職 階	課長補佐級
3 年 齢	53歳
4 性 別	男性
5 事案の概要	<p>政策部で勤務していた令和5年1月4日（水）午後6時21分頃、高松市香川町の国道において退勤時に自家用車を運転中、自車の左後方部と、車道にはみ出した自転車が衝突し、自転車を運転していた相手方が負傷する交通事故を起こしたが、相手方の救護及び警察への通報を行わなかったもの。</p> <p>この事故により、令和5年7月18日（火）に道路交通法違反（交通事故報告義務違反及び救護措置義務違反）により罰金30万円の略式命令を受けるとともに、令和5年10月5日（木）に運転免許取消処分（欠格期間3年間）を受けた。</p>
6 処分の内容	令和5年10月31日から停職1月
7 処分の時期	令和5年10月30日